

組合そくほう

全大教ホームページ <http://www.zendaikyoo.or.jp/>

信州大学教職員組合

URL <http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/>

信州大学教職員組合事務局
直通電話：0263-33-0933 (FAX 兼用)

内線：811-2341

akarenga@kbf.biglobe.ne.jp

通算 808 号 2015 年 1 月 30 日発行

学校教育法改正に対する学長の考え

平成 26 年 6 月 20 日(第 186 回国会)、参議院において「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」が可決されました。この法律は副学長の職務内容、教授会の役割、学長選考に係る規定など、国立大学の組織運営に大きく関わるものであり、これに伴い信州大学では平成 26 年 12 月 17 日の教育研究評議会において、学長選考規程などの変更がなされました。現在、教授会の権限などの変更に関して各種規程の変更が検討されていますが、その際の学長の基本的考えについて組合から申し入れを行った回答です。以下、山沢学長からの回答を原文のまま載せません。

はじめに、信州大学教職員組合の皆様には、日頃から信州大学の運営にご協力を賜り、改めて感謝いたします。

今般行われた学校教育法及び国立大学法人法の一部改正については、文部科学省の説明にもありますとおり、「知的基盤社会」の到来、情報通信技術の普及、急速なグローバル化の進展をはじめとする社会環境の急激な変化に日本が対応していくための必要な改正と受けとめています。

上述の変化に対応していくためには、グローバル人材の育成が喫緊の課題であり、そうした人材の輩出は高等教育機関のうち、とりわけ国立大学に期待されているところです。また、我々が行う教育研究の中から生まれるイノベーションの創出が経済再生そして地域再生・活性化等に繋がることも同様に期待されているところです。

これら、大学に対する社会からの期待の高まりに応えるために、国立大学は、一連のガバナンス改革を求められ、本学においては、学術研究院の発足により学系長の選考や教員の採用等の手続きを任命権者である学長の責任と権限のもとで行うこととし、実施がなされております。

今回の法改正では、ガバナンス改革を主軸として、様々な変革が求められています。

【学長補佐体制の強化】については、副学長の権限が広がりますので、学長から副学長への校務の命令については、学内外からも権限と責任が明らかとなるよう、学長裁定等で明確にする必要があると考えています。

【予算】については、文部科学省が平成 26 年度、27 年度を改革加速期間としていることから、本学教員に年俸制の導入を図ったところです。また、文部科学省では、第三期中期目標期間における大学運営費交付金の配分方針の検討がされています。

【組織再編】については、先鋭領域融合研究群及び研究所や各種センターの設置を行い、国立大学のミッションを踏まえた研究教育等の促進を進めて参ります。

【学長の選考】については、学長選考基準、選考プロセスを公表するなどにより公正、透明な選考がおこなわれるよう、本学関係規程の必要な見直しが行われ、11月27日開催の学長選考会議及び12月3日の役員会の審議を経て規程を改正致しました。

【教授会の役割の明確化】については、学校教育法第93条第2項に係る「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なもの」を学長が定めるための準備を進めており、各部局からの意見聴取を1月23日まで行うことと致しました。これについて、本学の自主的・自律的な運営の確保に努めるとともに各部局の意見を取り入れて重要事項の決定にあたって参りたく考えております。

以上のように、本学は、必要な対応及び検討を進めております。

各種関係規程の見直しにも着手しており、改正を要する本学規程一覧を12月17日開催の役員部局長会においてお示ししたところです。

教職員の皆さまのご意見を頂戴しながら、大学改革を進めてまいりますので、引き続き、ご協力をお願い申し上げます。

教職員共済

断然有利！詳細は <http://www.kyousyokuin.or.jp/> へ